

② 決済の開始日

2019年12月19日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みません。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行法人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（4,300,000株）を超えなかったため、応募株券等の全部の買付け等を行います。

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	4,300,000株	－株	4,200,000株	4,200,000株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

メタウォーター株式会社 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類

普通株式

(2) 取得した株式の総数

4,200,000株

(注) 発行済株式総数に対する割合 16.20% (小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額

14,288,400,000円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

(4) 取得した期間

2019年10月30日(水曜日)から2019年11月27日(水曜日)まで

(5) 取得方法

公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2019年10月29日開催の取締役会の決議による会社法第459条第1項及び当社定款の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する2019年10月29日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類

普通株式

(2) 取得する株式の総数

4,300,100株(上限)

(注) 発行済株式総数に対する割合 16.59% (小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額
14,628,940,200 円 (上限)

(4) 取得する期間
2019 年 10 月 30 日 (水曜日) から 2019 年 12 月 20 日 (金曜日) まで

III. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

当社は、2019 年 10 月 30 日から 2019 年 11 月 27 日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施していましたが、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社である日本碍子株式会社 (以下「日本碍子」といいます。本日現在の保有株式数：7,500,000 株) 及び富士電機株式会社 (以下「富士電機」といいます。本日現在の保有株式数：7,500,000 株) の保有する当社普通株式の一部として 2,000,000 株及び 2,200,000 株についてそれぞれ応募があり、当社は、当該応募株式の全ての買付けを行います。

この結果、本公開買付けの決済の開始日である 2019 年 12 月 19 日付で、日本碍子は引き続き当社の筆頭株主に該当することには変わりはない一方で、富士電機は当社の筆頭株主に該当しないこととなり、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が生じることとなります。

2. 異動する株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなる株主の概要

① 名 称	富士電機株式会社	
② 所 在 地	神奈川県川崎市川崎区田辺新田 1 番 1 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北澤 通宏	
④ 事 業 内 容	パワエレシステム、発電、電子デバイス及び食品流通に関する製品の開発、製造、販売、サービス等	
⑤ 資 本 金	47,586 百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	1923 年 8 月 29 日	
⑦ 連 結 純 資 産	390,605 百万円	
⑧ 連 結 総 資 産	950,433 百万円	
⑨ 大株主及び持株比率 (2019 年 9 月 30 日 現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11.00%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10.46%
	富士通株式会社	2.85%
	朝日生命保険相互会社	2.77%
	ファナック株式会社	1.88%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 7)	1.81%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 5)	1.74%
	株式会社みずほ銀行	1.58%
	古河機械金属株式会社	1.54%
	JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人株式会社みずほ銀行)	1.41%
⑩ 上場会社と当該株主 の関係	資本関係	当該株主は、当社の普通株式 7,500,000 株 (総株主の議決権の数に対する割合：28.94%) を保有し、当社を持分法適用関連会社としています。
	人的関係	当該会社の顧問を社外取締役として選任していま

		す。
	取引関係	当該会社に配電盤等の製造委託、電気工事の発注等の取引があります。

3. 異動前後における株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 日本碍子株式会社

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順 位
異動前 (2019年9月30日現在)	主要株主である 筆頭株主 その他の関係会社	75,000 個 (7,500,000 株)	28.94%	第1位
異動後	主要株主である 筆頭株主 その他の関係会社	55,000 個 (5,500,000 株)	25.33%	第1位

(2) 富士電機株式会社

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順 位
異動前 (2019年9月30日現在)	主要株主である 筆頭株主 その他の関係会社	75,000 個 (7,500,000 株)	28.94%	第1位
異動後	主要株主 その他の関係会社	53,000 個 (5,300,000 株)	24.40%	第2位

(注1) 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社が2019年11月12日に提出した第47期第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の総株主の議決権の数(259,173個)を基準に算出しております。

(注2) 異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」は、上記(注1)の議決権の数(259,173個)より、本公開買付けにより当社が取得する当社普通株式(4,200,000株)に係る議決権の数(42,000個)を控除した数(217,173個)を基準に算出しております。

(注3) 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

2019年12月19日(本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

今回の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動による当社業績への影響はございません。

以 上